

令和7年度決算の留意点 ～改正学校法人会計基準を踏まえて～

令和7年度学校法人会計基準研修会

2026年 2月 27日

公認会計士 岡部 雅人

<本日の研修内容>

I. 改正学校法人会計基準の概要

II. 賞与引当金の処理について

III. 新しい注記事項について

1. セグメント情報

2. 子法人の注記

IV. その他の留意点

V. 会計監査はどう変わる

<本研修資料は2026年2月10日時点での公表資料に基づくものです。意見に係る部分は講演者の私見であり、その後の文部科学省や日本公認会計士協会等の資料公表等により会計処理等が異なる場合があります。>

I . 改正学校法人会計基準の概要

1. 学校法人の財務報告に関する基本的な考え方

「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」の報告書での言及

改正私学法の**2025年(令和7年)4月施行**に向けて学校法人での準備期間の十分な確保

学校法人会計基準の改正は最低限必要な内容

第3 新学校法人会計基準の内容等

1. 計算書類・附属明細書の体系について
(参考資料1)
2. 附属明細書の内容について
3. 注記事項の充実について
(参考資料2 様式5)
4. 財産目録について
(参考資料2 様式9)
5. 会計基準の特例について
6. 施行時期

・計算書類の体系の整理、注記の充実（セグメント情報等）等を想定

・会計処理についての変更はない想定だったが……

・2024年9月30日改正省令
基準において「負債」「引当金」を定義したことにより新たな論点が発生

計算書類・附属明細書・財産目録の体系イメージ（新会計基準第3章、第4章）

ポイント

- ✓ 情報開示に適さない書類は位置づけや様式を変更。
- ✓ 内訳表を計算書類から除き、代わりに**セグメント情報**を追加。
- ✓ **財産目録の様式等**についても新会計基準で規定。

改正前会計基準による計算書類

- ・私立学校振興助成法が根拠
- ・所轄庁による補助金の適正配分が目的

計算書類（第4条）

- ・資金収支計算書
 - ・資金収支内訳表（※）
 - ・人件費支出内訳表（※）
 - ・活動区分資金収支計算書
- ・事業活動収支計算書
 - ・事業活動収支内訳表（※）
- ・貸借対照表
 - ・固定資産明細表
 - ・借入金明細表
 - ・基本金明細表

（※）計算書類からは除き、私立学校振興助成法で提出を求める書類として位置付ける（私学助成法施行規則2）

注記は計算書類の末尾に記載することを明示

利害関係者にとって著しく不利益となるおそれのある項目等、部分的に様式を変更したうえで附属明細書へ

（様式について法令上の定めなし）

・財産目録

新会計基準の一項目として、財産目録の作成基準を定める

新会計基準による計算関係書類・財産目録

- ・私立学校法が根拠
- ・ステークホルダーへの情報開示が目的

計算関係書類（第3章）

計算書類（第16条）

- ・貸借対照表
- ・事業活動収支計算書
- ・資金収支計算書
- ・活動区分資金収支計算書

- ・注記事項
 - ・セグメント情報
 - ※学校、附属施設等の部門別の情報表示（事業活動収支計算書科目が対象）
 - ・子法人
 - ※私学法上の子法人に係る情報表示

附属明細書（第6節）

- ・固定資産明細書
- ・借入金明細書
- ・基本金明細書

・財産目録（第4章）

計算関係書類・財産目録は全て備置き・閲覧の対象となる（私立学校法106、107）
また、全てインターネットによる公表（★1）の対象となる（私学法施行規則49）

計算関係書類・財産目録は全て会計監査人監査（★2）の対象となる（私立学校法86-1）（私学法施行規則24）

★1 大臣所轄法人等は公表が義務付け・その他の法人は努力義務
★2 大臣所轄法人等は会計監査人設置が義務付け・その他法人は任意

7

3. 改正後、会計基準上の計算書類等

私立学校法の規定		基準の書類名		基準条文	様式	
計算 関係 書類 ※	計算書類 (103条2項)	貸借対照表	貸借対照表	現 行 の 様 式 の ま ま 順 番 が 変 更	17～22条	第一号
		収支計算書	事業活動収支計算書		23～31条	第二号
			資金収支計算書		32～38条	第三号
			活動区分資金収支計算書		39条	第四号
		注記	40条			
	その附属明細書 (103条2項)	固定資産明細書	41,42条	第五号		
		借入金明細書	41,42条	第六号		
		基本金明細書	41,42条	第七号		
		第2号基本金の組入れに係る計画集計表		様式第一		
		第3号基本金の組入れに係る計画集計表		様式第二		
財産目録 (107条1項1号)	財産目録	43～47条	第八号			

4. 改正後、助成法上の提出書類

私立学校振興助成法14条4項の規定による所轄庁への提出書類

助成法施行規則の条文	書類名	具体の条文	様式
2条1号	事業活動収支内訳表	3条	第一号
2条2号	資金収支内訳表	4条	第二号
2条3号	人件費支出内訳表	5条	第三号

現行の様式のまま

内訳表については、必ずしも部門別の教育研究コストの実態を表すものとはなっていないことから、改正私立学校法に基づく計算書類からは除き、部門別の情報として、後述する「セグメント情報」を表示するものとする。

(資料出所：学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書)

5-1 固定資産明細書（第五号様式）

- ▶ 様式については、開示に適さない項目はなく、改正前の明細表を引き継ぐ。
- ▶ 改正前の摘要欄記載基準
 - 「資産総額の1/100」又は「3,000万円」のいずれか小さい方の額を超える増減を記載
 - ・金額基準は現在の物価水準からすると……
 - ・改正前基準では、資産総額が30億円を超える法人にとっては、資産総額の1/100に満たない3,000万円を超える増減を記載することとなっている。
 - ・金額の改訂基準の設定は困難

第五号様式（第42条関係）

固定資産明細書

年 月 日から
年 月 日まで

⇒**3,000万円**の金額基準は削除

贈与、災害による廃棄その他特殊な事由による増加若しくは減少があった場合
又は同一科目について資産総額の1/100に相当する金額を超える額の増加若しくは減少があった場合には、それぞれその事由を摘要の欄に記載する。

(単位 円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘 要
有形固定資産	土地						
	建物						
	構築物						
	教育研究用機器備品						
	管理用機器備品						
	図書						
	車両						
	建設仮勘定						
	(何)						
	計						

5-2 借入金明細書(第六号様式)

- ▶ 個々の借入金融機関名、利率については、地域により取引先の金融機関にとって、同業他社に知られたくない営業情報が含まれるおそれがあり、公開情報として適当でない。利率については、平均利率を記載する方法も考えられるが、借入金が1種類のみの場合は実質的に個別の利率情報を記載することとなる。

- ▶ **借入先については、金融機関の種類（公的金融機関、市中金融機関、その他）とし、個別の金融機関名を開示しない**

第六号様式（第42条関係）

借入金明細書

年 月 日から
年 月 日まで

- ▶ **利率については、記載しない**

(単位 円)

- ▶ 記載項目については、期首残高、当期増加額、当期減少額、期末残高、返済期限、摘要（資金用途等）とする

借入先		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	返済期限	摘要
長期借入金	公的金融機関						
	市中金融機関						
	その他						
	計						
短期借入金	公的金融機関						
	市中金融機関						
	その他						
	小計						
	返済期限が1年以内の長期借入金						
計							
合計							

(注) 1 摘要の欄には、借入金の用途及び担保物件の種類を記載する。

5-2-2 27号通知での記載例

(記載例)

借入先		期首残高	当期増加額		返済期限	摘要
長期借入金	公的金融機関	××	××		××	建設資金 担保なし
	市中金融機関	××	××		××	建設資金 校地担保 運転資金 担保なし
	その他					
	計	××	××		××	
合計		××	××		××	

27号通知 : 文部科学省高等教育局私学部参事官通知「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について(通知)」(令和7年3月27日 6高私参第27号)

5-3 基本金明細書(第七号様式)

- ▶ 基本金組入れ及び取崩しの計算過程を明示するため、**基本金各号の基本金ごとに、「組入対象額」と「取崩対象額」の行を加え、差し引きで「当期組入額（又は当期取崩額）」を記載する様式とする。**

- ▶ 第1号基本金の組入れ又は取崩しの原因となる事実を記載するにあたっては、法人合計での「土地」「建物」「構築物」等の貸借対照表の小科目項目単位とし、より詳細な記載までは求めないものとする。

- ▶ 第2号基本金、第3号基本金及び第4号基本金については、現行のままとする。

- ▶ 第2号基本金の組入れに係る**計画表**及び第3号基本金の組入れに係る計画表については**明細書として作成を要しない**こととする。
(計画集計表は作成)

第七号様式 (第42条関係)

基本金明細書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

事 項	要組入高	組 入 高	未組入高	摘 要
第1号基本金				
前期繰越高				
当期組入対象額				
(何)				
計				
当期取崩対象額	△	△		
(何)				
計	△	△		
当期組入額(又は当期取崩額)				
当期末残高				
第2号基本金				
前期繰越高	—		—	
当期組入対象額	—		—	
(何)				
計	—		—	
当期取崩対象額	—		—	
(何)		△	—	
計	—	△	—	
当期組入額(又は当期取崩額)	—		—	
当期末残高	—		—	
第3号基本金				
前期繰越高	—		—	

5-3-2 27号通知での記載例

別添3

基本金明細書の記載例（第42条第1項第3号、第7号様式関係）

（単位 円）

事 項	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
前期繰越高	14,000,000,000	11,500,000,000	2,500,000,000	
第2号基本金から振替	800,000,000	800,000,000		
当期組入対象額				
1.土地	600,000,000	350,000,000	250,000,000	
2.建物	400,000,000	250,000,000	150,000,000	
過年度未組入れに係る当期組入れ		30,000,000	△ 30,000,000	
3.教育研究用機器備品	20,000,000	20,000,000		
計	1,020,000,000	650,000,000	370,000,000	
当期取崩対象額				
1.建物	△ 250,000,000	△ 250,000,000		
2.教育研究用機器備品	△ 10,000,000	△ 10,000,000		
計	△ 260,000,000	△ 260,000,000	0	
当期組入額	760,000,000	390,000,000	370,000,000	
当期末残高	15,560,000,000	12,690,000,000	2,870,000,000	
第2号基本金				
前期繰越高	—	1,200,000,000	—	
第1号基本金へ振替	—	△ 800,000,000	—	
当期組入対象額				

5-3-3 計画集計表の記載例

第2号基本金の組入れに係る計画集計表

(単位：円)

番号	計画の名称	第2号基本金当期末残高
1	〇〇講堂改築計画	200,000,000
2	〇〇学部校舎改築計画	100,000,000
計		300,000,000

第3号基本金の組入れに係る計画集計表

(単位：円)

番号	基金の名称	第3号基本金引当特定資産 運用収入	第3号基本金当期末残高
1	〇〇奨学基金	4,000,000	105,000,000
計		4,000,000	105,000,000

5-3-4 基本金明細書の記載例について

Q. 通知における基本金明細書の記載例においては、第1号基本金の「当期組入対象額」から「当期取崩対象額」を差し引いた金額が「当期組入額」として記載されています。第1号基本金の部門別計算を実施している場合で、基本金組入が生じた部門と基本金取崩が生じた部門がある場合は、どのように記載すればよろしいでしょうか？なお、事業活動収支計算書上は、「基本金組入額合計」と「基本金取崩額」の両方を総額で記載しています。

A. 改正前会計基準の「基本金明細表」（第10号様式）でも、平成17年5月13日付「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」の「基本金明細表の記載例」においても、部門別表示が特段義務付けられているものではないものと考えられます。

一方で、学校法人委員会研究報告第33号「学校法人計算書類の表示に関する研究報告」では、Ⅱ3.(2)において、部門別の記載例が紹介されています。

したがって、部門ごとに組入額と取崩額が発生しているのであれば、次ページのような記載方法が考えられます。

なお、今後、**文部科学省や会計士協会から指針が発信されるかは現時点では不明です。**

5-3-4 基本金明細書の記載例について（講師案）

部門別に表示する方法

第1号基本金	要組入高
前期繰越高	①
第2号基本金からの振替	A
<A大学・B短大>	
当期組入対象額	
1. 土地	
2. 建物	
3. 教育研究用機器備品	
計	②
当期取崩対象額	
1. 建物	
2. 教育研究用機器備品	
計	③
当期組入額	② - ③
<C幼稚園>	
当期組入対象額	
1. 土地	
2. 建物	
3. 教育研究用機器備品	
計	④
当期取崩対象額	
1. 建物	
2. 教育研究用機器備品	
計	⑤
当期取崩額	④ - ⑤ (マイナス)
当期末残高	① + A + (② - ③) + (④ - ⑤)

第1号基本金の増減のみの場合、
② - ③は事業活動収支計算書の「基本金組入額合計」と一致、
④ - ⑤は「基本金取崩額」と一致

部門別に表示しない方法

第1号基本金	要組入高
前期繰越高	①
第2号基本金からの振替	A
当期組入対象額	
1. 土地	
2. 建物	
3. 教育研究用機器備品	
計	②
当期取崩対象額	
1. 建物	
2. 教育研究用機器備品	
計	③ (マイナス)
当期組入額	④
当期取崩額	⑤ (マイナス)
当期末残高	① + A + (② - ③)

第1号基本金の増減のみの場合、
④は事業活動収支計算書の「基本金組入額合計」と一致、
⑤は「基本金取崩額」と一致

②と③は部門を分けずに計算、
④と⑤は部門で分けて計算した結果のため、
② ≠ ④、③ ≠ ⑤
ただし
② - ③ = ④ - ⑤

6. 注記事項の充実

注記の記載場所と項目

- ▶ 改正後基準では「注記」の節を設け、計算書類の末尾に記載することを明示
- ▶ 貸借対照表の様式から脚注を削除（注記記載例は別途27号通知等で定める）
- ▶ 注記すべき項目として以下の内容を追加し、15項目に
（赤字の⑧⑩が実質的追加
①～⑦は従来通り。下記⑨⑪⑫⑬⑭は従来の⑧の記載例を独立）

⑧セグメント（学校法人を構成する一定の単位をいう。）情報

⑨重要な偶発債務

⑩子法人に関する事項

⑪学校法人の出資による会社に係る事項

⑫関連当事者との取引の内容に関する事項

⑬学校法人間の財務取引

⑭重要な後発事象

⑮前各号に掲げるもののほか、財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

（改正基準第40条）

7. 収益事業会計

＜改正基準 1 条 2 項ただし書き＞

- ◆ 収益事業会計については、計算書類及びその附属明細書に代えて、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない
 - ・ 貸借対照表及び損益計算書 ⇒ 作成は必須
 - ・ 附属明細書、注記表 ⇒ 作成は任意

＜改正基準第 3 条＞

- ◆ 収益事業会計に係る会計処理並びに貸借対照表及び損益計算書の作成は、**一般に公正妥当と認められる企業会計の原則**に従って行わなければならない。

＜第27号通知＞

- ◆ 収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に係る会計処理並びに貸借対照表及び損益計算書の作成の実務が醸成されていることから、収益事業会計に関しては、**学校法人会計の慣行も踏まえつつ**、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従うこと。
- ◆ 収益事業会計に係る貸借対照表及び損益計算書については、別添 5 を参考

令和 7 年 3 月 27 日 6 高私参第 27 号 「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」参照

様式参考例（第1条第2項関係）
（収益事業会計）

貸借対照表

年 月 日

（単位 円）

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金預金		短期借入金	
(何)		(何)	
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	
土地		(何)	
建物			
(何)			
無形固定資産			
(何)			
投資その他の資産			
(何)			
		負債 合計	
		純資産の部	金額
		元入金	
		利益剰余金	
		繰越利益剰余金	
		純資産 合計	
資産 合計		負債・純資産 合計	

損 益 計 算 書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

科 目	金 額	
I. 営業損益		
(1) 営業収益		
〇〇収入		
(何)		
(2) 営業費用		
(何)		
営業利益		
II. 営業外損益		
(1) 営業外収益		
(何)		
(2) 営業外費用		
(何)		
経常利益		
III. 特別損益		
(1) 特別利益		
(何)		
(2) 特別損失		
(何)		
学校会計繰入前利益		
学校会計繰入金支出		
税引前当期純利益		
法人税、住民税及び事業税		
当期純利益		

8. 財産目録について（第八号様式）

- ▶ 学校法人会計基準の一項目として、**財産目録の作成基準を定める。**
- ▶ 財産目録は以下の情報を開示する目的で毎会計年度において作成する。
 - ・ 学校法人等全体の財産の状況
 - ・ 貸借対照表（収益事業に係る貸借対照表を含む）に含まれる資産及び負債の明細等
- ▶ 資産側に「収益事業会計資産」、負債側に「収益事業会計負債」の区分を設け、資産・負債ともに収益事業を区分する様式とする。
- ▶ 収益事業元入金は、相殺対象となる収益事業の純資産が財産目録に表示されないものの、元入金と相殺したとみなし、財産目録には収益事業元入金を記載しない。
- ▶ 資金貸付等、それぞれの資産・負債に表れる債権・債務にかかる内部取引については、相殺消去し、財産目録には資産・負債ともに記載しない。

私立学校法施行規則第24条

会計監査人が監査する財産目録その他の「文部科学省令で定めるものは、財産目録（貸借対照表に対応する項目に限る。）とする。」

（単位 円）

科 目	年 度 末	
一 資産額		
（一）基本財産		
1 土地		3,501,000,000
(1) 校地	200,000 m ²	3,000,000,000
(2) 運動場	80,000 m ²	500,000,000
(3) その他	300 m ²	1,000,000
2 建物		4,403,000,000
(1) 校舎	100,000 m ²	4,000,000,000
(2) 体育館	60,000 m ²	400,000,000
(3) その他	5,000 m ²	3,000,000
3 教育研究用機器備品	130,000 点	1,000,000,000
4 図書	170,000 冊	830,000,000
（二）運用財産		
1 現金預金		191,000,000
(1) 現金		1,000,000
(2) 普通預金		190,000,000
2 積立金		500,000,000
(1) 第3号基本基金引当特定資産		500,000,000
① 定期預金		50,000,000
② 有価証券		450,000,000
3 有価証券		35,000,000
(1) 利付国債		30,000,000
(2) 株式		5,000,000
（三）収益事業会計資産		
1 流動資産		6,500,000
(1) 現金預金		6,500,000
① 現金		500,000
② 普通預金		6,000,000
2 固定資産		127,000,000
(1) 土地		80,000,000
(2) 建物		47,000,000
合 計		10,593,500,000

（注）

1 基本財産：学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金

2 運用財産：学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産

3 収益事業会計資産：収益を目的とする事業に必要な財産（収益事業会計の貸借対照表における「資産の部」に計上する資産）

4 固定負債：別表第一における大科目「固定負債」に計上する負債

5 流動負債：別表第一における大科目「流動負債」に計上する負債

6 収益事業会計負債：収益を目的とする事業に必要な負債（収益事業会計の貸借対照表における「負債の部」に計上する負債）

学校法人の実態に合わせ、科目名や記載順序を変更可能（例「基本財産」の中に「積立金」を立てて、基本財産に相当する特定資産を表示）

8-3 財産目録の記載について①

Q. 貸借対照表に記載のない科目について、財産目録ではどのように記載したらよいですか。

①収益事業会計資産等が0円の時

②借入金や学校債が0円の時

A. ①収益事業会計資産等が0円の時

基準45条2項・3項ただし書きにあるとおり、財産目録の「収益事業会計資産」「収益事業会計負債」は収益事業を行う場合に限り表示するものと定められています。

そのため下表のようになると考えられます。

収益事業を行っている場合	0円であっても記載が必要。「収益事業 合計0円」等と記載
収益事業を行っていない場合	収益事業会計資産の項目そのものの記載不要

②借入金や学校債が0円の時

当該科目を省略します。貸借対照表においても計上すべき金額がない場合は当該科目（小科目）を省略する様式によると規定されています。

8-3 財産目録の記載について②

Q. 令和7年3月27日付「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」における財産目録の記載例について、退職給与引当金を（1）教員、（2）職員と分けて記載していますが、私立大学退職金財団に加入しているため、調整計算が必要であり、引当金を教員と職員とで明確に分けることができないため、区分せずに記載してもよろしいでしょうか。

A. 「(1)校地」等、貸借対照表に記載した科目よりも詳細な内容については、学校法人の資産の内容や保有目的はさまざまであり、各学校法人の判断によるものと考えられます。

8-3 財産目録の記載について③

Q. 令和7年3月27日付「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」における財産目録の記載例では、基本財産と運用財産の区分があります。基本的に、第1号基本金の組入対象となる固定資産は、「基本財産」に計上されると考えて宜しいでしょうか。

また、今後、教育に利用せず、将来的に譲渡予定の校舎跡地（土地）につきまして、基本金から取り崩すことを理事会で決定しました。この際に、財産目録の記載は基本財産のままにするのか、運用財産に「その他の固定資産（土地）」と表示するのかがご教示ください。

A. 文科省【解説資料】学校法人会計基準の改正について（令和7年6月）のQ&A12では、以下のような回答がなされています。

「学校法人の資産の内容や保有目的はさまざまであり、基本財産と運用財産の区分は、私学法第17条や寄附行為等を踏まえて、各学校法人の判断によるものと考えています。」

このように「各学校法人の判断」とされていることから、明確な正解はないと考えられます。そのため、「基本財産であるかどうかと基本金の対象となるかどうかとは別個の判断になる」という考え方も、「両者は整合的であって、基本金対象資産から外したならば財産目録では運用財産となる」、という考え方もいずれもありうるものと考えられます。

9. 会計基準の特例

	改正基準	特例の項目	特例内容	
会計監査人非設置法人	48条	徴収不能引当金	徴収不能の見込額を繰り入れないことができる	
	49条	第4号基本金		
	50条	基本金明細書		作成しないことができる
		活動区分資金収支計算書	作成しないことができる	
	別表第二の注4、別表第三の注4			「教育研究経費」と「管理経費」の科目区分を「経費」の科目に代えること
	別表第一の注2、別表第三の注5			教育研究用機器備品」と「管理用機器備品」の科目区分を「機器備品」の科目に代えること

他にも、「「小規模法人における会計処理等の簡略化について（報告）」について（通知）」等は適用継続。ただし、特例摘要の具体については所轄庁（都道府県）の指示による。

10. 助成法・内訳表の省略

知事所轄で単数の学校（2以上の課程を置く高等学校を除く。）のみを設置するもの

1. 事業活動収支内訳表、資金収支内訳表、人件費支出内訳表の部門区分は省略できる
2. 部門区分を省略した場合、事業活動収支内訳表及び資金収支内訳表は、それぞれ事業活動収支計算書及び資金収支計算書をもって代えることができる

資料出所：6文科高第1457号 令和6年12月9日

私立学校振興助成法第14条第4項に基づく書類の提出等について（通知）

第四 都道府県知事所轄学校法人における私立学校振興助成法施行規則の運用について

ただし、運用の具体については所轄庁（都道府県）の指示による。

⇒スライド61参照

Ⅱ. 賞与引当金の処理について

計算例については、理解を深めるための設例に基づく講師案であり、ほかにも様々な方法も考えられます。

1. 引当金の計上の検討

(改正後) 学校法人会計基準 第11条第2項
退職給与引当金のほか、引当金については、会計年度の末日において、将来の事業活動支出の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を事業活動支出として繰り入れることにより計上した額を付すものとする。

(2024年9月30日付) 「学校法人会計基準等に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について」（文部科学省高等教育私学部参事官室付）

主な意見の概要	文部科学省の考え方
学校法人会計基準第11条第2項において引当金について規定されているが、引当金の計上要件を満たした場合は賞与引当金を計上するという理解でよいか。	改正後の学校法人会計基準第11条第2項においては、「退職給与引当金のほか、引当金については」と規定しており、賞与引当金に限らず、規定する要件を満たすものについて、引当金として計上するものと考えています。

引当金の4要件

＜論点＞ どういったものまで計上するの？

- ① 将来の特定の費用または損失であること
- ② 発生が当期以前の事象に起因していること
- ③ 発生の可能性が高いこと
- ④ 金額を合理的に見積ることができること

2. 引当金の4要件と賞与の場合の例

	要件	例
①	将来の特定の事業活動支出・・・次年度以降に事業活動支出が見込まれる	次年度に賞与支出が見込まれる
②	その発生が当該会計年度以前の事象に起因している・・・支出の原因が当年度以前である	当年度の12月～3月の勤務実績に応じて次の賞与支給金額が決まる
③	発生の可能性が高い	賞与の支給がほぼ確実に見込まれる
④	金額を合理的に見積もり可能	賞与の計算方法が給与規程に明記されており、年度末時点で計算可能

「④金額を合理的に見積もり可能」と判断される例

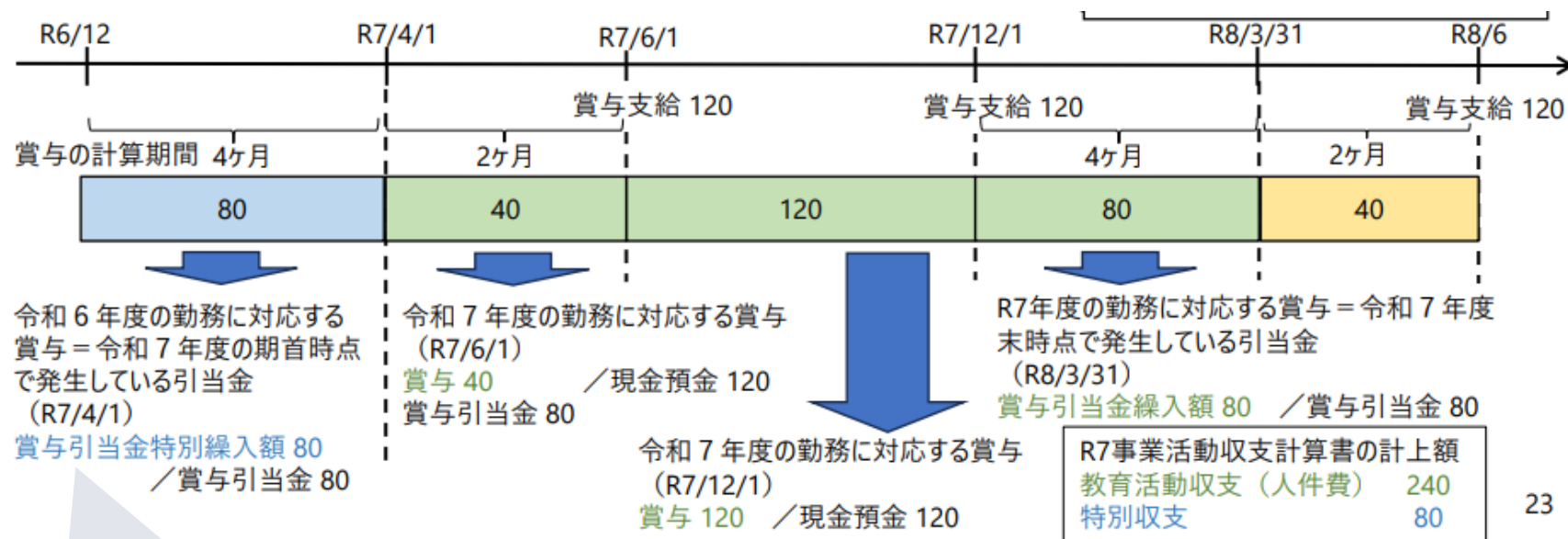
①	就業規則、給与規定等に基づいて、賞与の支給見積額を積算可能な場合
②	計算書類の作成時点において、6月の賞与支給額の計算が完了済みである場合
③	賞与の支給額について前年度の支給実績額を見積額とするなど、見積額の設定について合理的な方法に基づく場合

3. 賞与引当金は必ず計上しないといけないか

- ▶ 「「小規模法人における会計処理等の簡略化について（報告）」について（通知）」では「現金主義」が認められているのですが、、、、、、
- ▶ 改正学校法人会計基準上、引当金の計上省略規定は48条の徴収不能引当金のみ
- ▶ 過去の文部科学省通知等（学校法人財務基準調査研究会報告を含む）においても言及があるのは、高等学校を設置しない学校法人における退職給与引当金および徴収不能引当金のみ。
- ▶ 「意見公募手続きでの文部科学省の回答」においても以下の通りとなっている
改正後の学校法人会計基準第11条第2項においては、「退職給与引当金のほか、引当金については」と規定しており、賞与引当金に限らず、規定する要件を満たすものについて、引当金として計上するものと考えています。
- ▶ 今回の27号通知等においても、会計監査人非設置法人についての引当金について計上省略の言及はない

結論 ⇒ 原則として、要件を満たす場合は計上しなければならないと考えられます。

4. 令和7年度決算での賞与引当金計算例



23

「賞与引当金特別繰入額」の科目は令和7年度決算においてのみ使用可能。

「賞与」は実際には小科目「教員人件費」「職員人件費」において細分科目「期末手当」で処理

「令和7年度計算書類の決算処理（令和8年度4月以降）に間に合うように処理していただくことが適当

5. 賞与引当金計上時の留意点

①令和7年度の収支区分

⇒期首時点発生分（令和6年度勤務に対応する分）は特別収支に計上

「賞与引当金特別繰入額」とすることもできる

この科目を用いない場合は「過年度修正額」で処理する

（資料出所：：日本私立大学協会 大学経理財務研究委員会「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成に関する質問について」に対する文科省回答）

②対応する私学共済掛金等も計上することになる

賞与引当金の計上に伴い発生する法定福利費の会計処理については、他会計制度では未払費用として計上することが一般的ですが、学校法人会計では「未払費用」勘定が用いられないこと、賞与に付随する法定福利費の支出と考えられることに鑑み、「賞与引当金」に含めて計上することが考えられます。

（資料出所：文科省【解説資料】学校法人会計基準の改正について（令和7年6月）Q11）

なお、「法定福利費」（所定福利費）としては私学共済掛金が想定されます。他にも賞与支給に応じて労働保険料が発生しますが、どこまで計算対象とするかは明示されていません。

③注記

（1）引当金の計上基準

（2）重要な会計方針の変更等

6. 令和7年度夏季賞与の処理検討①

- ▶ A学校法人では本務職員に対しR7年6月30日に以下の夏季賞与を支給している。当該学校法人の夏季賞与の計算対象期間は毎年12月から翌年5月までであり、当該期間の在職に応じて賞与を計算している。

職員	在職状況	夏季賞与	対応する私学共済掛金
A	R6年度在職	960	138
B	R6年度在職	900	129
C	R7年度入職	240	33
計		2,100	300

あくまで設例用の金額です

- ▶ R7年6月30日の仕訳は以下のとおりである。ほかに所定福利費として私学共済掛金300を計上している。

	借方	貸方
事業活動収支	人件費	普通預金
	職員人件費	預り金
	本務職員	××
	期末手当 2,100	××
		2100

(資金収支の仕訳省略)

6. 令和7年度夏季賞与の処理検討②

- ▶ 令和7年度期首の時点で発生している賞与引当金を以下のように計算した。

職員	在職状況	夏季賞与	対応する私学共済掛金
A	R6年度在職	960	138
B	R6年度在職	900	129
C	R7年度入職	240	33
計		2,100	300

×4か月（12月～3月）/6か月（12月～5月）

引当金対象	1,400	200
-------	-------	-----

R7年6月支給額全額の4/6を振替

	借方	貸方
事業活動収支	特別収支	人件費
	その他の特別支出	職員人件費
	賞与引当金特別繰入額 1,600	本務職員
		期末手当 1,400
		所定福利費 200

（資金収支の仕訳なし）

これで正しいでしょうか？

6. 令和7年度夏季賞与の処理検討③

職員	在職状況	夏季賞与	対応する私学共済掛金
A	R6年度在職	960	138
B	R6年度在職	900	129
C	R7年度入職	240	33
計		2,100	300

令和7年度期首時点で発生している賞与引当金は令和6年度の勤務に対応する賞与ですから、令和7年度入職者の賞与は賞与引当金の計算対象とならないと考えられます。

計	R6年度在職	1,860	267
×4か月（12月～3月）/6か月（12月～5月）			
	引当金対象	1,240	178

令和7年夏季給与についてはすでに支給済みのため、実績値を基に引当金計算が可能だと考えられます。

R6年度在籍者の4/6を振替

	借方	貸方	
事業活動収支	特別収支	人件費	
	その他の特別支出	職員人件費	
	賞与引当金特別繰入額	本務職員	
	1,418	期末手当	1,240
		所定福利費	178

（資金収支の仕訳なし）

7. 決算時の賞与引当金検討①

▶ 決算時の賞与引当金はどのように計算する？

▶ 文科省の回答

算出方法等、賞与引当金の見積もりに関し、実際の判断にあたって考慮すべき要素は学校法人の経営・財務状況により多様であることから、本日の説明を参考に、各学校法人の状況に応じて個別に判断頂くようお願いいたします。

(資料出所：新学校法人会計基準等説明会学校法人会計基準の改正等について 令和7年6月 QA9)

- ▶ 一般的には当該学校法人の賞与支給額の算出方法に基づいた支給見込み額を基に計算すると考えられます。

例) $\text{支給見込額} = \text{本俸} \times \text{支給月数} \times \text{評価係数}$

$\text{賞与引当金} = \text{支給見込み額} \times \text{当年度に属する期間} / \text{支給対象期間}$

また、予算編成時に行っている予算見積額も参考になります。

7. 決算時の賞与引当金検討②

<個人別支給見込み額を計算しているケース>

- ▶ A学校法人の本務職員の令和8年6月30日支給賞与の予算額は以下のとおりである。

職員	在職状況	夏季賞与見込み
A	R6年度在職	990
B	R6年度在職	960
C	R7年度入職	600
D	R8年度入職予定者	300
計	R8年度予算	2,850

- ▶ 予算額全額を基に計算する？
- ▶ 法定福利費（対応する私学共済掛金）はどうやって計算する？

7. 決算時の賞与引当金検討③

- ▶ 予算のうちR7年度在職の本務職員の見込み額を基にして計算する。

職員	在職状況	夏季賞与見込み
A	R6年度在職	990
B	R6年度在職	960
C	R7年度入職	600
計	R7年度在職	2,550

×4か月（12月～3月）/6か月（12月～5月）

引当金対象	1,700
-------	-------

対応する 私学共済掛金
143
139
82
364

243

法定福利費の引当金計上について、一人別の掛金合計額を基にした計算はあくまでも例示としての一つの方法です。

計算方法はいろいろあります。例えば賞与見込み額に対して一定率を乗じる方法なども考えられます。

決算仕訳

	借方	貸方
	教育活動収支	(流動負債)
事業活動収支	人件費	
	賞与引当金繰入額 1,943	賞与引当金 1,943

賞与見込み分	1,700
私学共済掛金分	243
計	1,943

(資金収支の仕訳なし)

8. 重要な会計方針の変更の注記

27号通知【別添2】注記事項記載例

2. 重要な会計方針の変更等

(2) 賞与引当金の計上

学校法人会計基準の改正により、引当金の計上基準が明確化されたことに伴い、当年度から計上している。

⇒変更による増減額は？

通知の例示は変更理由の参考例を示す意図

その旨、その理由及びその変更による増減額を注記する必要がある

具体的には以下のような形が想定されますが、**この例示に限らず、各学校法人の実情に応じて記載**いただくこととなります。

(参考資料：学校法人委員会研究報告第16号「計算書類の注記事項の記載に関するQ&A」 pp.8-9)

2. 重要な会計方針の変更等

(2) 賞与引当金の計上

学校法人会計基準の改正により、引当金の計上基準が明確化されたことに伴い、当年度から計上している。この変更により、従来より人件費が〇〇〇円多く計上され、教育活動収支差額、経常収支差額及び基本金組入前当年度収支差額がそれぞれ〇〇〇円少なく計上されている。

資料出所：：令和7年11月20日私立大学協会「大学経理部課長相当者研修会」文科省研修資料

9. 見積額と実際の支給額との差額の会計処理①

×2年度の夏季賞与支給見積額を120と見積り（賞与計算期間は12月～5月末）、×1年度末に賞与引当金を80（4ヶ月/6ヶ月分）計上したが、×2年度の実際の賞与支給額が90であった場合の×2年度の会計処理

(1)賞与引当金の計上時点において賞与支給見積額 120 の計算に誤りが無く、予測不可能な要因により実際の賞与支給額が 90 となった場合

(借方)		(貸方)	
賞与引当金	80	普通預金	90
賞与	10		

（資料出所：日本私立大学協会 大学経理財務研究委員会「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成に関する質問について」に対する文科省回答）

9. 見積額と実際の支給額との差額の会計処理②

(2)賞与引当金の計上時点において賞与支給見積額120の計算に誤りがあり、本来は賞与支給見積額90で計算すべきであった場合（あるべき賞与引当金の計上額は4ヶ月/6ヶ月分の60）

①賞与引当金の修正

(借方)		(貸方)	
賞与引当金	20	過年度修正額	20

※前年度賞与引当金計上額 80－あるべき賞与引当金計上額 60
＝過年度修正額 20

②賞与支払

(借方)		(貸方)	
賞与引当金	60	普通預金	90
賞与	30		

（資料出所：日本私立大学協会 大学経理財務研究委員会「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成に関する質問について」に対する文科省回答）

10. 事業活動収支と資金収支の相違

Q. 賞与引当金を計上した場合、事業活動収支計算書と資金収支計算書上の「教員人件費」と「職員人件費」は一致しなくなることがありますか。

A. 一致しなくなることがあります。（文科省説明会資料の数値を一部改変）

			事業活動収支		資金収支		
①	R7.4.1	令和6年度の勤務に対応する賞与 = 令和7年度期首時点で発生している引当金	特別収支 賞与引当金特別繰入額	80	賞与引当金	80	仕訳なし
②	R7.6.1	令和7年度の勤務に対応する賞与	人件費（期末手当）	40	現金預金	120	人件費支出 120
			賞与引当金	80			現金預金 120
③	R7.12.1	令和7年度の勤務に対応する賞与	人件費（期末手当）	120	現金預金	120	人件費支出 120
④	R7.3.31	令和7年度の勤務に対応する賞与 = 令和7年度期末時点で発生している引当金	人件費 賞与引当金繰入額	60	賞与引当金	60	仕訳なし

令和7年度の人件費 （支出）計上額	人件費	220	人件費支出	240
----------------------	-----	-----	-------	-----

11. 役員に対する賞与引当金

Q. 本学では、常勤の役員(週に4日出勤)へ賞与・退職金を支払っていますが、この役員への賞与引当金・退職給与引当金を計上するか否か検討しています。各種資料においては、賞与引当金については、賞与(教員)、所定福利費(教員)、賞与(職員)、所定福利費(職員)毎に記載する形式となっており、役員について記載しているものを見かけません。会計基準では役員の賞与に対する引当金は想定されていないのでしょうか?また、役員退職金の引当金について、計上の可否・計上するか否かの判断の方法をご教示いただけますと幸いです。

A. 「新学校法人会計基準への対応について」(令和7年11月20日私立大学協会「大学経理部課長相当者研修会」文科省研修資料)によれば、以下の通りであるものとされています。

・役員賞与について

引当金の計上要件に該当する場合は、役員賞与に対して引当金を計上することも想定されます。一般に、役員賞与規定が定められており、発生の可能性が高く、金額を合理的に見積りできる場合は計上すべきであると考えられます。具体的な処理方法は、年度末時点で発生している賞与引当金の額を、**借方に役員賞与引当金繰入額〇〇円(費用)、貸方に役員賞与引当金〇〇円(負債)として計上**してください。

・役員退職金の引当金について

学校法人会計基準第11条第2項は、「退職給与引当金のほか、引当金については」と規定しており、賞与引当金に限らず、令和7年3月27日付け「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について(通知)」の「第一 引当金について(第11条第2項関係)」において示した「①将来の特定の事業活動支出であること、②その発生が当該会計年度以前の事象に起因するものであること、③発生の可能性が高いこと、④金額を合理的に見積ることができること」という4つの要件を満たすものについて、引当金として計上することが適切と考えています。役員の退職引当金も同様ですが、具体的にどの引当金を計上する必要があるかという点については、学校法人の経営・財務状況により多様であることから、(中略)各学校法人の状況に応じて個別に判断頂くようお願いいたします。

(参考) 賞与引当金関連の記載科目

(大科目)

(小科目)

貸借対照表記載科目

流動負債

短期借入金 …………… 返済期限が貸借対照表日後 1 年以内の長期借入金も含める。

(中略)

仮受金 …………… 取引の内容が不明である場合又は金額が確定しない場合に記載する。

賞与引当金

事業活動収支計算書記載科目

教育活動収支

人件費

教員人件費 …………… 教員（校長を含む。）に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。

(中略)

退職給与引当金繰入額 …………… 退職金支給規程等に基づき設定する退職給与引当金の当年度繰入額をいう。

退職金

賞与引当金繰入額 …………… 給与規程等に基づき設定する賞与引当金の当年度繰入額をいう。

※資金収支計算書に賞与引当金計上に関する記載科目はなし

Ⅲ. 新しい注記事項について



1. セグメント情報

令和7年3月27日付け「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」第二

- ▶ 内訳表に代わり、計算書類においてセグメント（学校、附属施設等の部門）別の情報を表示
- ▶ セグメント情報の開示に際しては、学校法人等のセグメントごとの経済の実態を反映したものとすることが望ましい。
- ▶ 「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」（昭和55年11月4日文管企第250号文部省管理局長通知）の**各部門への計上及び配分の考え方の妥当性は基本的には変わらない**（配分計算の単位、収入項目の配分、支出項目（共通経費）の配分）。ただし、複数セグメントの業務を兼務する教職員人件費については、以下のとおりとする。

※複数セグメントの業務を兼務する教職員人件費

複数セグメントの業務を兼務する教職員人件費について、「発令基準」に基づく処理が必ずしも経済の実態を表しているとは言えないケースもある。このようなケースでは、発令基準に比して**「経済の実態をより適切に表す」と合理的に説明できる配分基準（各セグメント区分の業務の範囲を定義し、業務に従事する時間や兼務割合など勤務実態を反映した基準）**に基づき配分

（勤務実態の把握方法：過年度や過去の一定期間の実績値を用いるなど合理的に説明できる方法）

1-2 セグメント情報の在り方①

▶ 注記事項に「セグメント情報」を追加

セグメント 区分

- 各学校法人等の業務内容等に応じた適切な区分に基づき、セグメント別の明細を表示。ただし、以下に掲げる区分に基づくセグメント情報については、全ての学校法人等において共通に表示

① 私立大学

② 短期大学

③ 私立高等専門学校

④ ①～③以外の学校（高等学校、中学校、小学校、幼稚園）、**専修学校及び各種学校** ⇒複数設置している場合であっても、一つのセグメント可

⑤ **病院**（診療所（主に学生の健康管理や教職員の福利厚生等のために設置しているものを除く。）を含む）⇒複数設置している場合であっても、一つのセグメント可

⑥ **その他**（学校法人部門、病院以外の附属施設、保育所など①～⑤のいずれにも該当しない部門）。「その他」が「学校法人部門」のみの場合、「学校法人部門」も可

複数設置している場合、学校ごとにセグメント

※各セグメントに含まれる部門の名称を注記すること。

配分基準

- 原則的な配分基準として「**経済実態をより適切に表す配分基準**」を採用することとしつつ、令和8（2026）年度までは、現行の「資金収支内訳表の配分基準」（昭和55年通知）を採用可。採用した配分基準を注記

1-2 セグメント情報の在り方②

令和7(2025)年度	<ul style="list-style-type: none">配分基準又は昭和55年通知に記載の方法を適用し、いずれを適用したかを注記すること
令和8(2026)年度	<ul style="list-style-type: none">セグメントの設定については、セグメント区分の①から③及び⑤を集約して一つのセグメントとすることができること。
令和9(2027)年度から	<ul style="list-style-type: none">配分基準を適用昭和55年通知における「「学校法人」部門」の業務の範囲は、令和9年度の事業活動収支内訳表、資金収支内訳表及び人件費支出内訳表の作成から通知2(7)によること。
開示科目	<ul style="list-style-type: none">「教育活動収入計」「教育活動支出計」「教育活動収支差額」「教育活動外収支差額」「経常収支差額」「特別収支差額」「基本金組入額当年度収支差額」「基本金組入額合計」「当年度収支差額」を開示

1-3 区分と配分基準の関係

令和7年度
令和8年度

令和9年度以降



区分	配分基準	注記
【区分ア】	内訳表基準 ※1	選択した基準を注記
	経済の実態を適切に表す配分基準を早期適用	
選択可能【区分イ】	内訳表基準 ※1	
	経済の実態を適切に表す配分基準を早期適用 ※2	

区分	配分基準
【区分ア】	経済の実態を適切に表す配分基準のみ

- ※1 昭和55年通知に記載の方法
- ※2 早期適用もあり得ますが、【区分イ】の場合は内訳表基準によることが一般的に考えられます。

【区分ア】

科目	部門						
	大学	短期大学	高等専門学校	幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専修学校	病院	その他	合計
教育活動収入計							
教育活動支出計							
教育活動収支差額							
教育活動外収支差額							
経常収支差額							
特別収支差額							
基金繰入当該年度収支差額							
基本金組入額合計	△	△	△	△	△	△	△
当年度収支差額							

【区分イ】

科目	部門			
	大学・短期大学・高等専門学校	幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専修学校	その他	合計
教育活動収入計				
教育活動支出計				
教育活動収支差額				
教育活動外収支差額				
経常収支差額				
特別収支差額				
基金繰入当該年度収支差額				
基本金組入額合計	△	△	△	△
当年度収支差額				

1-4 区分方法の考え方

大学等以外の学校、病院がそれぞれ複数ある場合も、それらを一つのセグメントとすることができる

セグメントは拠点区分（設置学校・附属施設別）が原則

【区分A】 原則的な集約可能範囲

部 門	(何) 大学	(何) 短期大学	(何) 高等専門学校	幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専門学校等	病院	その他
科目						
教育活動収入計						
教育活動支出計						
教育活動収支差額						
教育活動外収支差額						
経常収支差額						
特別収支差額						
基本金組入前当年度収支差額						
基本金組入額合計	△	△	△	△	△	△
当年度収支差額						


・左のいずれにも該当しない収支を計上

・「その他」の区分に含まれる内容のうち、必要に応じて、独立したセグメントとして表示も可能

- セグメント情報については、各学校法人の業務内容等に応じて適切にセグメントを設定し表示すること。ただし、以下のセグメントについては、全ての学校法人において共通に設定すること。
 - ① 私立大学
 - ② 短期大学
 - ③ 高等専門学校
 - ④ ①から③以外の私立学校（高等学校、中学校、小学校、幼稚園）、私立専修学校及び私立各種学校
 - ⑤ 病院
 - ⑥ その他（学校法人部門、病院以外の附属施設、保育所など）
- 「その他」に含まれるものが「学校法人部門」のみの場合、セグメントの名称を「学校法人部門」とすることができる。
- 設定すべきセグメントが、「その他」以外に1つのセグメントのみの学校法人等については、その旨を注記した上で、セグメント情報の開示を省略できる。（例：設置学校が1つの大学のみで病院がない場合、幼稚園と保育所のみの場合、高等学校と中学校のみで、一括して1つのセグメントとした場合等）
- ①～⑥に加えて各学校法人が適切と考えるセグメントを設定し、セグメント情報を積極的に表示することが望まれること

1-5 知事所轄におけるセグメント情報

セグメント区分		知事所轄の場合	
A 大学、短大、高専	⇒	なし	表示すべきセグメントが、「その他」以外に1つのセグメントのみ
B A以外の学校	⇒	複数ある場合、それらの一部又は全部を一括して一つのセグメントで可	
C 病院	⇒	なし	
D その他(学校法人部門、病院以外の附属施設、保育所など)			



その旨を注記した上で、セグメント情報の開示を省略できる

2. 子法人の注記①

▶ **改正前基準**における他法人等の取引についての注記

⇒重要性がある場合、「その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」として記載

項目	通知等
学校法人の出資割合が総出資額の2分の1以上である会社	「学校法人の出資による会社の設立等について」 平成13年6月8日 13高私行第5号 文部科学省 高等教育局私学部私学行政課長・参事官通知
関連当事者（ア. 関係法人、イ. 当該学校法人と同一の関係法人をもつ法人、ウ. 当該学校法人の役員及びその近親者（配偶者又は2親等以内の親族）又はこれらの者が支配している法人）との取引	「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について」 平成17年5月13日 17高私参第1号 文部科学省 高等教育局私学部参事官通知
学校法人間の財務取引	「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について」 平成25年9月2日 25高私参第8号 文部科学省 高等教育局私学部参事官通知

2. 子法人の注記②

- ▶ 改正私立学校法施行規則に規定される**子法人について記載する注記を新設**する。
- ▶ 記載項目
 - ① 子法人の概要
 - ② 当学校法人と子法人の取引の関連図
 - ③ 子法人との取引の状況
 - ④ 子法人の債務に係る保証債務
- ▶ 子法人の財務状況の記載は要しない

施行規則改正予定

以下を追加

(財務上又は事業上の関係からみて当該学校法人がその法人の経営を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。)

※ 子法人の定義は以下のとおり（私立学校法施行規則第11条）

- ▶ 当該学校法人又はその一若しくは二以上の子法人が意思決定機関における議決権の過半数を有する他の法人
- ▶ 意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える他の法人
 - イ 学校法人の役員、評議員又は職員
 - ロ 学校法人の一又は二以上の子法人に係る子法人役員又は子法人に使用される者
 - ハ 学校法人又はその一若しくは二以上の子法人によつて当該構成員に選任された者
 - ニ 当該構成員に就任した日**前五年以内にイ、ロ又はハに掲げる者であつた者**

調査の必要性

令和7年3月27日 6高私参第27号 「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」参照

2-2 子法人の注記イメージ①

10. 子法人に関する事項

(1) 子法人の概要

子法人の 名称	事業内容	資本金の額	学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日	議決権の所有割合	役員の兼任等	他の注記事項との関係		
						出資会社	関連当事者	学校法人間取引
株式会社 〇〇	清掃・警備・設備 関連業務の委託	××円	令和×年×月×日 ×××円 ×××株 総出資金額に占める割合 ××%	××%	兼任〇人 代表取締役社長 (理事) 取締役(元理事) 監査役(理事)	関係あり	関係あり	
学校法人 〇〇	教育研究事業	—	—	—	兼任〇人 ××		関係あり	関係あり
(公財) ●●	●●事業	—	—	—	兼任〇人 ××			

(2) 学校法人と子法人の取引の関連図



子法人が、他の注記事項でも注記対象となる場合（出資割合が1/2以上の会社や、関連当事者、学校法人間の財務取引の開示対象にも該当する場合）であっても注記を省略せず、それらに該当する旨を示す。関連する他の注記でも様式例が変更されている。

2-2 子法人の注記イメージ②

(3) 子法人との取引の状況

子法人の名称	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
株式会社〇〇	清掃・警備・設備関連業務の委託	××円	未払金	××円
	受入配当金	××円	—	—
	受入寄附金	××円	—	—
	長期借入金	××円	長期借入金	××円
学校法人〇〇	資金の貸付	××円	貸付金	××円

(4) 子法人の債務に係る保証債務

学校法人は子法人について債務保証を行っていない。

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 0円
7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策
第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。
8. セグメント情報
設定すべきセグメントが、セグメント「その他」以外に一のみであるため、省略している。
9. 重要な偶発債務 なし
10. 子法人に関する事項 なし
11. 学校法人の出資による会社に係る事項 なし
12. 関連当事者との取引の内容に関する事項 なし
13. 学校法人間の財務取引 なし
14. 重要な後発事象 なし
15. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項 なし

IV. その他の留意点

▶ ポイント

1. 計算書類の小科目以外は省略不可
2. 事業活動収支計算書の「基本金組入額合計」、「基本金取崩額」は省略不可
3. 単数の学校のみを設置している法人の内訳表の省略の可否に注意
4. 幼児教育・保育の無償化の会計処理に注意
5. 補助金の会計処理に注意

1. 計算書類の小科目以外は省略不可

- ▶ 大科目及び貸借対照表の中科目は省略不可である。
- ▶ 学校法人会計基準の様式に則った科目設定を行うこと。
- ▶ 大科目が0円の場合であっても科目の省略はできない。（会計システムの仕様は表示ができない理由にならない）

「小科目」のみ省略できる

◆ 科目例

	貸借対照表	事業活動収支計算書	資金収支計算書
大科目	固定資産	学生生徒等納付金	学生生徒等納付金収入
中科目	有形固定資産	指定なし	指定なし
小科目	土地	授業料	授業料収入

◆ 科目の区分

	貸借対照表	事業活動収支計算書	資金収支計算書
大科目	追加・省略不可	追加・省略不可	追加・省略不可
中科目	追加・省略不可	追加可	追加可
小科目	追加・細分化可	追加・細分化可	追加・細分化可

小科目は計上すべき金額がない場合は省略

- ▶ 法人で任意に小科目を設定する場合は、具体的な科目名を記載すること。

1. 計算書類の小科目以外は省略不可②

中科目なので省略不可

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘要
土地							
建物							
構築物							
有形固定資産							
教育研究用機器備品							
管理用機器備品							
図書							
車両							
建設仮勘定							
(何)							
計							
特定資産							
第2号基本金引当特定資産							
第3号基本金引当特定資産							
(何)引当特定資産							
計							
その他の固定資産							
借地権							
電話加入権							
施設利用権							
ソフトウェア							
有価証券							
収益事業元入金							
長期貸付金							
(何)							
計							
合計							

小科目なので、計上すべき金額がない場合は省略（貸借対照表の表示に合わせる）

▶ 固定資産明細書の様式に記載されている貸借対照表の中科目（有形固定資産、特定資産、その他の固定資産）は、計上すべき金額がなくても削除しないこと。小科目については計上すべき金額がない場合に省略する

2. 事業活動収支計算書の「基本金組入額合計」、 「基本金取崩額」は省略不可

科 目	予 算	決 算	差 異
特別支出計			
特別収支差額			
〔予備費〕	()		
基本金組入前当年度収支差額			
基本金組入額合計	△	△	
当年度収支差額			
前年度繰越収支差額			
基本金取崩額			
翌年度繰越収支差額			
(参考)			
事業活動収入計			
事業活動支出計			

小科目ではないので省略できない

2. 事業活動収支計算書の「基本金組入額合計」、「基本金取崩額」は省略不可

＜参考＞事業活動収支内訳表には、「前年度繰越収支差額」「基本金取崩額」「翌年度繰越収支差額」の表示はありません。

	科目	学校法人	〇〇高等学校	〇〇中学校	〇〇小学校	〇〇幼稚園	総 額
	〔予 備 費〕						
	基本金組入前当年度収支差額	×××	×××	×××	×××	×××	××××
	基本金組入額合計	××	××	××	××	××	×××
	当年度収支差額	×××	×××	×××	×××	×××	××××
	(参 考)						
	事業活動収入計	××××	××××	××××	××××	××××	×××××
	事業活動支出計	××××	××××	××××	××××	××××	×××××

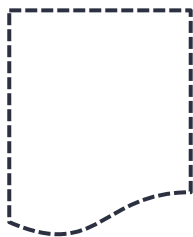
3. 単数の学校のみを設置している法人の内訳表の省略の可否に注意

作成は省略できない

資金収支計算書

科目
教員人件費支出
職員人件費支出
役員報酬支出
退職金支出
(何)

資金収支内訳表



- ・単数の学校のみを設置している法人の事業活動収支内訳表及び資金収支内訳表の作成は省略できる
- ・内訳表を作成する場合は「1部門」と「総額」欄を記載すること。

資金収支計算書では**役員報酬支出**、**退職金支出**は小科目なので、計上すべき金額がなければ省略しますが、この表には科目省略可という記載がないので省略できない

人件費支出内訳表

科目	部門	〇〇高等学校	総額
教員人件費支出			
本務教員			
本俸			
期末手当			
その他の手当			
所定福利費			
(何)			
兼務教員			
職員人件費支出			
本務職員			
本俸			
期末手当			
その他の手当			
所定福利費			
(何)			
兼務職員			
役員報酬支出			
退職金支出			
教員			
職員			
(何)			
計			

金額は同じになるが、「1部門」と「総額」欄を記載すること

人件費支出内訳表

(注) 1 学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式によるものとする。

2 どの部門の支出であるか明らかでない人件費支出は、教員数又は職員数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配付する。

4. 幼児教育・保育の無償化の会計処理①

- ▶ 令和2年1月20日付事務連絡「幼児教育・保育の無償化に係る学校法人の会計処理について」を参照し、処理を行うこと。

1 施設等利用費の会計処理（私学助成園）【FAQ：17-4】

- ・償還払いの場合 特段の会計処理はありません。

- ・法定代理受領の場合

大科目：学生生徒等納付金収入に、小科目：施設等利用給付費収入を新設して計上します。

【区市町村からの入金時】

（借方）現金預金 / （貸方）預り金収入（※）

【保育料の納付期限到来時】

（借方）預り金収入（※） / （貸方）大科目：学生生徒等納付金収入
小科目：施設等利用給付費収入

※純額表示の場合。総額表示の場合は預り金受入収入、預り金支払支出 となります。
この後についても、すべて同様です。

4. 幼児教育・保育の無償化の会計処理②

2 施設型給付費の会計処理（新制度園・認定こども園）【FAQ：17-8】

従前の会計処理から変更ありません。

【区市町村からの入金時】

（借方）現金預金 / （貸方）大科目：補助金収入

小科目：施設型給付費収入

3 預かり保育事業の会計処理（私学助成園・新制度園）【FAQ：17-6】

・償還払いの場合 特段の処理はありません。

・法定代理受領の場合

大科目：付随事業・収益事業収入に、小科目：施設等利用給付費収入を新設して計上します。

【区市町村からの入金時】

（借方）現金預金 / （貸方）預り金収入

【預かり保育料の納付期限到来時】

（借方）預り金収入 / （貸方）大科目：付随事業・収益事業収入

小科目：施設等利用給付費収入

4. 幼児教育・保育の無償化の会計処理③

4 実費徴収に係る補足給付事業（副食材料費にかかる給付）の会計処理【FAQ：17-10】

・償還払いの場合 特段の会計処理はありません。

・代理受領の場合

【区市町村からの入金時】

（借方）現金預金 / （貸方）預り金収入

【実費の納付期限到来時】

①これまで、給食費を保育料とともに徴収し、大科目：学生生徒等納付金収入に計上している場合

（借方）預り金収入 / （貸方）大科目：学生生徒等納付金収入

小科目：補足給付費収入

②これまで、大科目：付随事業・収益事業収入に、補助活動収入等として計上している場合

（借方）預り金収入 / （貸方）大科目：付随事業・収益事業収入

小科目：補足給付費収入

4. 幼児教育・保育の無償化の会計処理④

5 企業主導型保育事業の会計処理

【児童育成協会からの入金時】

従前の会計処理から変更ありません。

(借方) 現金預金 / (貸方) 大科目：雑収入

小科目：児童育成協会助成金収入

5. 補助金の会計処理①

- ▶ 補助金の交付が翌年度であっても交付決定が年度内であれば、当該年度の収入（未収入金）として処理すること。

（仕訳例①）3月31日付交付決定を受けた国の補助金 100,000 はまだ未入金である。

	（借方）		（貸方）	
事業活動収支	未収入金	100,000	国庫補助金	100,000
資金収支	期末未収入金	100,000	国庫補助金収入	100,000

（仕訳例②）前年度の3月31日付交付決定を受けた国の補助金 100,000 が入金した。

	（借方）		（貸方）	
事業活動収支	普通預金	100,000	未収入金	100,000
資金収支	普通預金	100,000	(大) その他の収入 前期末未収入金収入	100,000

5. 補助金の会計処理②

- ▶ 学校別に交付されている補助金については、それぞれの学校に対する補助金として確定された額を当該部門に収入計上すること。

	科目	学校法人	学校別				総 額	
			〇〇高等学校	〇〇中学校	〇〇小学校	〇〇幼稚園		
教育 活動 収入 の 部	学生生徒等納付金	0	×××	×××	×××	×××	××××	
	経常費等補助金	0	×××	×××	×××	×××	××××	
	都補助金	0	××	××	××	××	×××	
	東京都私学財団補助金	0	××	××	××	××	×××	
	〇〇〇区補助金	0	××	××	××	××	×××	
	付随事業収入	0	××	××	××	××	×××	

補助金交付決定通知書	
〇〇高等学校	××
〇〇中学校	××

5. 補助金の会計処理③

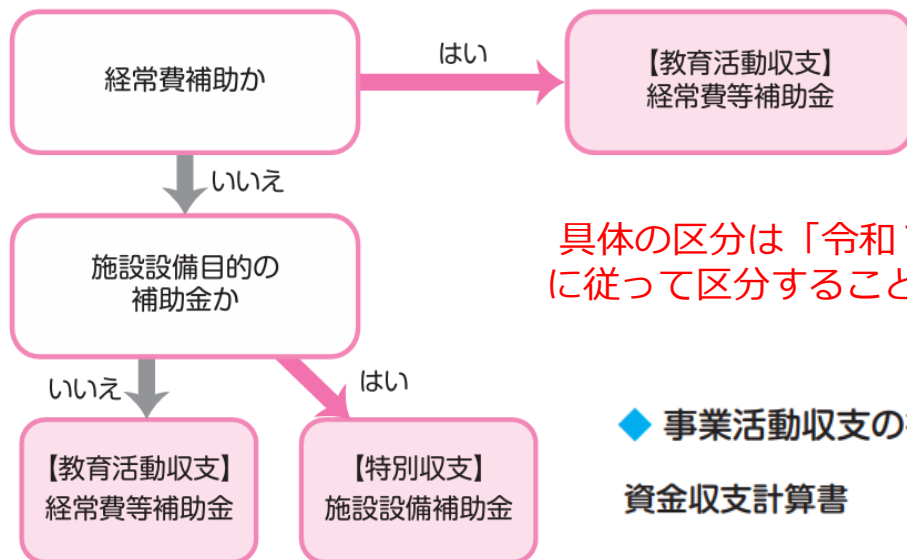
- ▶ 国庫補助金、都補助金、東京都私学財団補助金、道府県及び区市補助金等を適正に区別して計上すること。道府県、区市町村からの補助金については「〇〇〇県補助金収入」「〇〇〇区補助金収入」など、地方公共団体名を付した科目を設定し、計上する。

経常費等補助金	……………	施設設備補助金以外の補助金をいう。
国庫補助金	……………	日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。
都補助金		
東京都私学財団補助金		
〇〇〇補助金	……………	道府県、区市町村からの補助金があれば、その地方公共団体名を付して記載する。

学校法人会計基準の処理標準（記載科目）の改正等について（通知）

5. 補助金の会計処理④

- ▶ 事業活動収支計算書における教育活動収支と特別収支の区分に留意すること。



具体の区分は「令和7年度 補助金計上区分（都知事所轄法人）」に従って区分すること

◆ 事業活動収支の補助金区分

資金収支計算書

補助金収入
国庫補助金収入
地方公共団体補助金収入

施設設備のためという
目的が明確な補助金収入のみ

事業活動収支計算書

教育活動収支／事業活動収入
経常費等補助金
国庫補助金
地方公共団体補助金

特別収支／事業活動収入
その他の特別収入
施設設備補助金



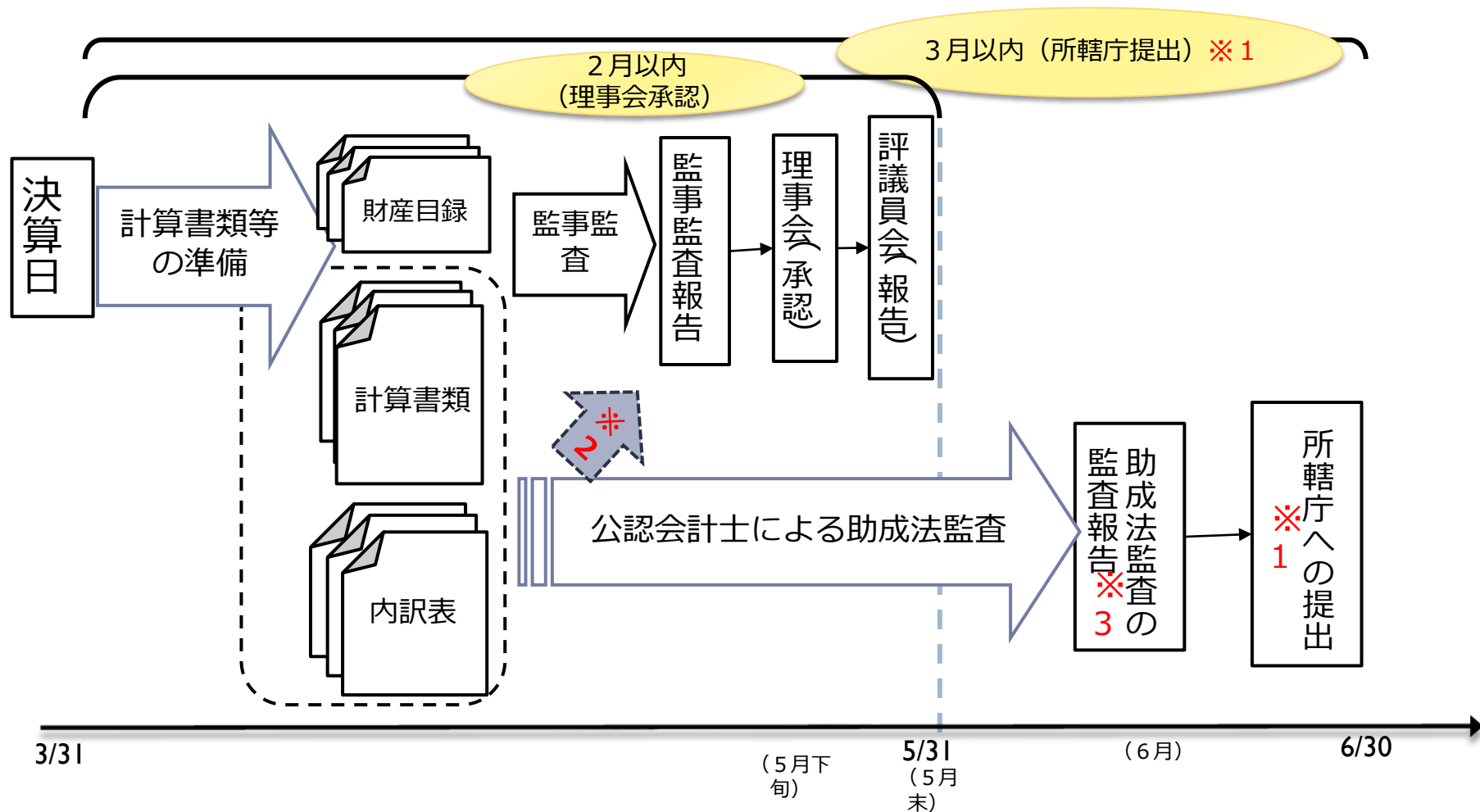
V. 会計監査はどう変わる



1. 改正私学法における監事と会計監査人の監査範囲

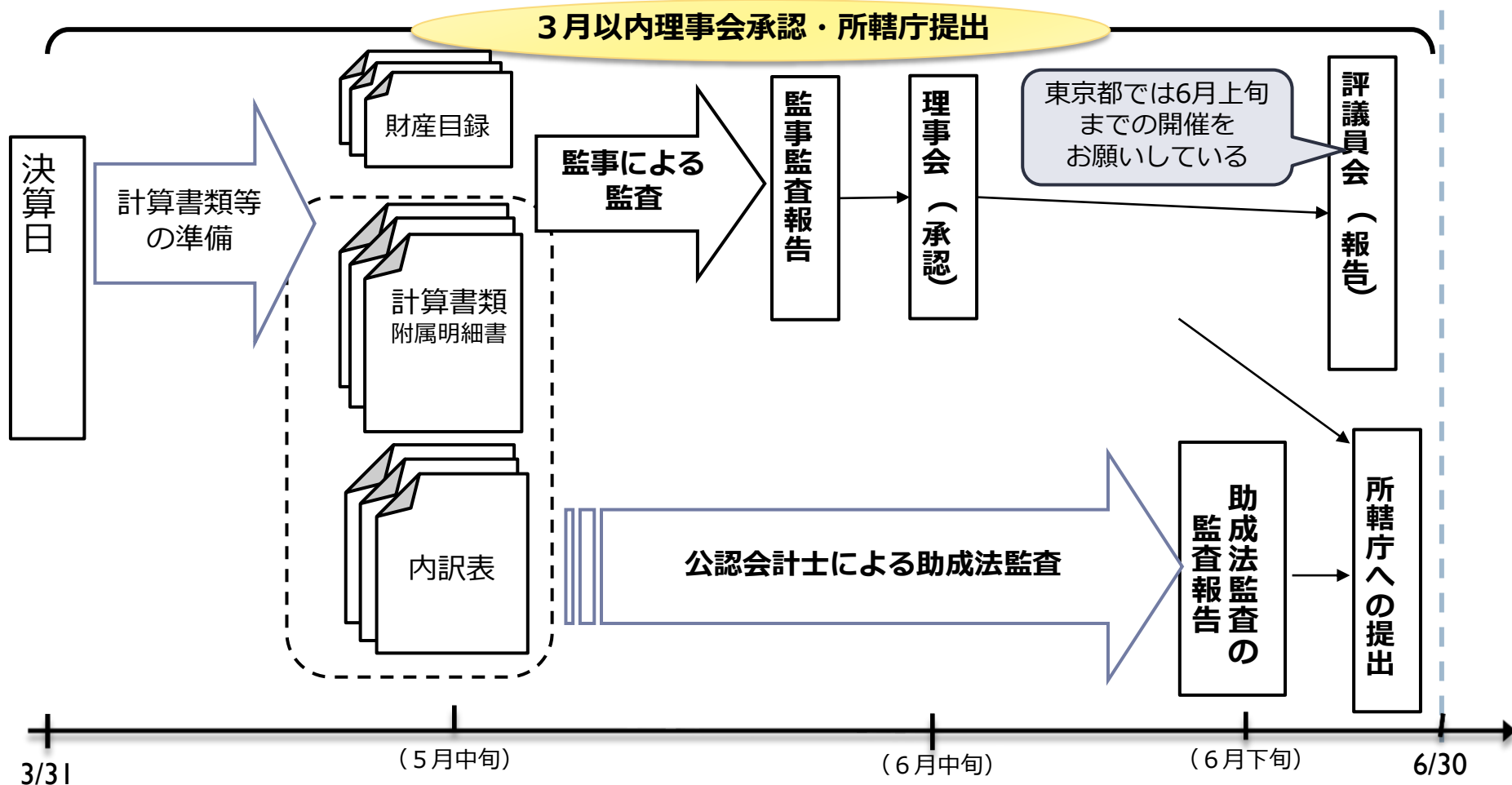
私学法上の所轄・機関設計	大臣所轄学校法人等 会計監査人必置 ：会計監査→監事監査 (私学法144 I)	その他の学校法人（知事所轄） 会計監査人の設置は任意	
		会計監査人任意設置 ：会計監査→監事監査 (私学法18 II)	会計監査人非設置 ：監事監査のみ (私学法18 I)
計算書類及び その附属明細書	①会計監査人による会計監査 ②監事による監査（会計監査人の監査の方法及び結果の相当性判断）		監事による 会計監査
財産目録	①会計監査人による会計監査（貸借対照表に対応する項目に限る。） ②監事による監査（会計監査人の監査の方法及び結果の相当性判断）		
事業報告書及び その附属明細書	監事による監査（学校法人の状況を正しく示しているかの監査）		

2. R6年度の私学法決算と助成法監査の流れ(イメージ)

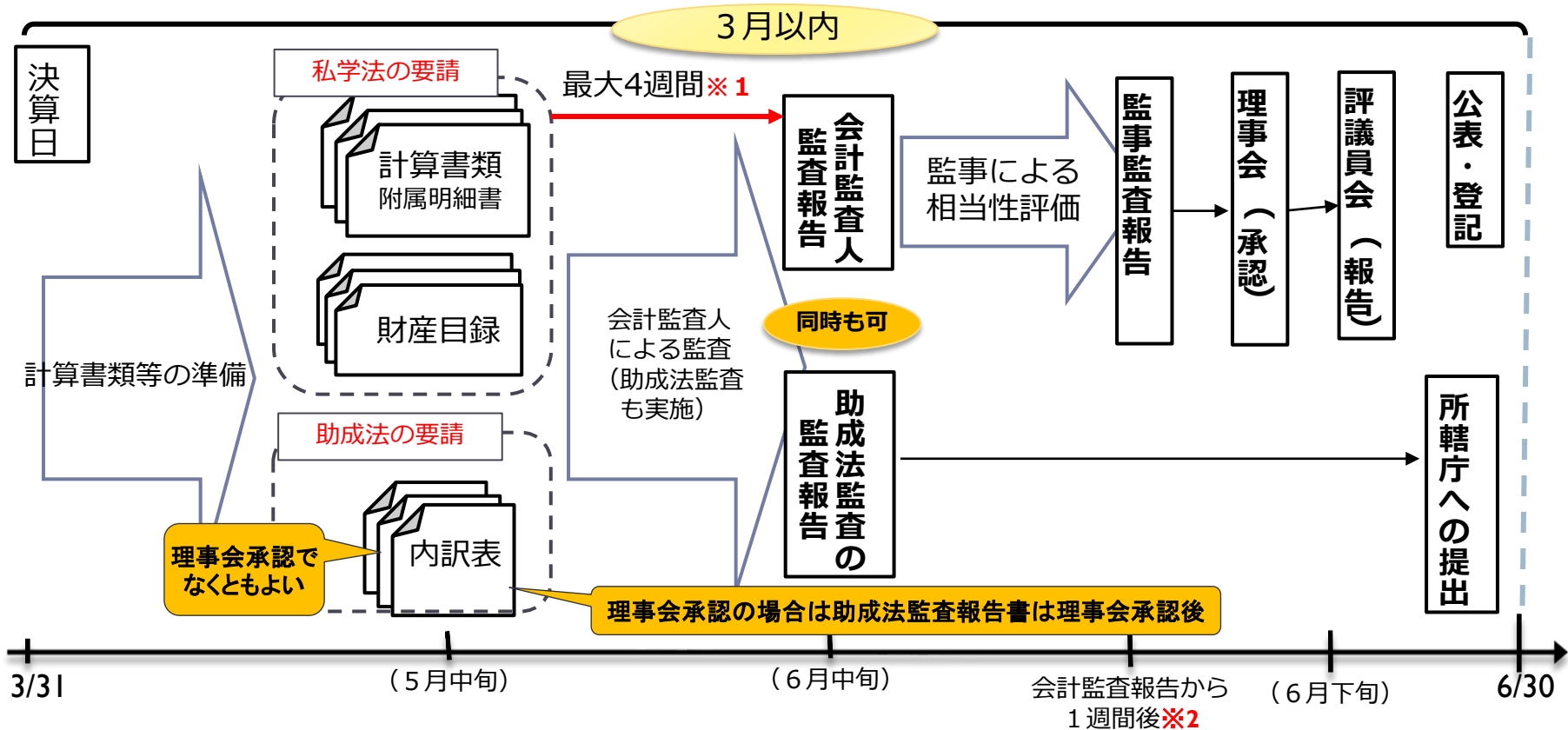


※1 (所轄庁通知) ※2実務的には監事への報告も ※3理事会承認の後に助成法監査報告 (実務指針36号)

3. 助成法監査のみの場合におけるスケジュール(イメージ)



4. 改正後/私学法監査+助成法監査におけるスケジュール (イメージ)



※1、2 私立学校法施行規則32条及び36条
次に掲げる日のいずれか遅い日までに、(監事⇒特定理事) (会計監査人⇒特定監事及び特定理事) に対し、計算関係書類についての会計監査報告の内容を通知しなければならない。
一当該計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日
二当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日
三特定理事、特定監事 (及び会計監査人) の間で合意により定めた日があるときは、その日